

## 和東町職員倫理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、和東町職員倫理条例(平成22年和東町条例第号。以下「条例」という。)の規定に基づき、職員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(倫理行動規準)

第3条 職員は、次に掲げる事項を、公務員倫理の確立及び保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

- (1) 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。
- (2) 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

(利害関係者)

第4条 この規則において「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

- (1) 許認可等(行政手続法(平成5年法律第88号。以下「手続法」という。)第2条第3号及び和東町行政手続条例(平成8年和東町条例第13号。以下「手続条例」という。)第2条第4号に規定する許認可等をいう。)をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等、当該許認可等の申請をしている事業者等又は個人(条例第2条第2項の規定により事業者等とみなされる者を除く。以下「特定個人」という。)及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
- (2) 補助金等(町長が交付する補助金、利子補給金その他名称のいかんを問わず、相当の反対給付を受けない給付金をいう。以下同じ。)を交付する事務 当該補助金等の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等又は特定個人、当該補助金等の交付の申請をしている事業者等又は特定個人及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

- (3) 立入検査又は監査（手続条例第2条第2号に規定する法令及び同条第1号に規定する条例等の規定に基づき行われるものに限る。以下この号において「検査等」という。）をする事務 当該検査等を受ける事業者等又は特定個人
  - (4) 不利益処分（手続法第2条第4号及び手続条例第2条第5号に規定する不利益処分をいう。）をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名あて人となるべき事業者等又は特定個人
  - (5) 行政指導（行政手続法第2条第6号及び手続条例第2条第6号に規定する行政指導をいう。）をする事務 当該行政指導により、現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人
  - (6) 本町の支出の原因となる契約に関する事務又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に規定する契約に関する事務 これらの契約を締結している事業者等、これらの契約の申込みをしている事業者等及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等
- 2 職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該職に係る他の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して3年間（当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該職に係る他の職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間）は、当該異動があった職員の利害関係者であるものとみなす。
- 3 他の職員の利害関係者が、職員をしてその職に基づく影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者であるものとみなす。

（禁止行為）

第5条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。）を受けること。
- (2) 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
- (3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は

不動産の貸付けを受けること。

- (4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
- (5) 利害関係者から未公開株式（証券取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 16 項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第 75 条第 1 項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。
- (6) 利害関係者から供応接待を受けること。
- (7) 利害関係者ととともに飲食をすること。
- (8) 利害関係者ととともに遊技又はゴルフをすること。
- (9) 利害関係者ととともに旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。
- (10) 利害関係者に債務を負担させること。
- (11) 利害関係者に働きかけ、職員にではなく第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。

2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。

- (1) 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
- (2) 多数の者が出席する立食パーティー（飲食物が提供される会合であって立食形式で行われるものをいう。以下同じ。）において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。
- (3) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
- (4) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利用関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。
- (5) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
- (6) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受け、又は利害関係者ととともに飲食をすること。
- (7) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受け、又は利害関係者ととともに簡素な飲食をすること。
- (8) 利害関係者ととともに自己の費用を負担して飲食をすること。ただし、職務として出席した会議その他打合せのための会合の際における簡素な飲食（夜間におけるものに限る。）以外にあっては、

あらかじめ、倫理監理者に利害関係者との行為に係る申告書（以下「申告書」という。）（別記様式第1号）を提出し、倫理監督者が、公正な職務の遂行に対する町民の疑惑又は不信を招くおそれがないと認めて承認したものに限る。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ申告書を提出することができなかつたときは、事後において速やかに申告書を提出しなければならない。

- 3 第1項の規定の適用については、職員（同項第11号に掲げる行為にあっては、同号の第三者。以下この項において同じ。）が、利害関係者との間において、物品若しくは不動産を売却し、若しくは購入した場合、物品若しくは不動産を貸し付け、若しくは借り受けた場合又は役務を提供し、若しくは受領した場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく高いとき又は低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

（禁止行為の例外）

第6条 職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であつて、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する町民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号（第11号を除く。）に掲げる行為を行うことができる。

- 2 職員は、同じ部局若しくは機関で勤務した関係又は町の機関が行った研修若しくは町から派遣されて参加した研修を同時に受けた関係がある者であつて、利害関係者に該当する者と共にする飲食については、利害関係者以外の者を含む多数の者が出席する場合であつて自己の飲食に要する費用を負担するときに限り、前条第1項の規定にかかわらず、これを行うことができる。

（利害関係者以外の者等との間における禁止行為）

第7条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等、通常一般の社交の程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

- 2 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかつた事業者等

にその者の負担として支払わせてはならない。

(職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止)

第8条 職員は、他の職員の第5条又は前条の規定に違反する行為によって当該他の職員(第5条第1項第11号の規定に違反する行為にあっては、同号の第三者)が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。

(講演等に関する規制)

第9条 職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条第1項に規定する許可を得てするものを除く。以下「講演等」という。)をしようとする場合は、あらかじめ申告書を倫理監督者に提出し、倫理監督者の承認を得なければならない。

(倫理監督者への相談)

第10条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、倫理監督者に相談し、その指示に従うものとする。

- (1) 自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合
- (2) 利害関係者との間で行う行為が第5条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合
- (3) 第6条第1項の公正な職務の遂行に対する町民の疑惑又は不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公務員としての倫理の確立及び保持に関して必要な場合

(和東町職員倫理委員会)

第11条 職員の公務員としての倫理の確立及び保持を図るため、和東町職員倫理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 次条から第14条までに規定する審査、報告等に関すること。
- (2) 職員の公務員としての倫理の確立及び保持のために必要な事項に係る調査研究及び任命権者への意見の具申に関すること。

3 委員会は、町長、副町長及び町長が別に指定する者をもって組織

する。

- 4 委員会に委員長を置き、町長がその職に当たるものとする。
- 5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 6 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長から指定された委員がその職務を代理する。
- 7 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。
- 8 委員会の会議は、必要に応じ関係者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。
- 9 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(不当要求報告書に係る調査等の手続)

- 第12条 倫理監督者は、条例第9条第2項の規定による不当要求報告書の提出があったときは、直ちに委員会に通知するとともに、調査を行い、その調査結果を委員会に報告しなければならない。
- 2 委員会は、前項の規定による報告を受けたときは、直ちに審査を行い、その審査結果に前項の調査結果を添えて、任命権者及び倫理監督者に報告しなければならない。
- 3 任命権者は、前項の審査結果に基づき条例第13条の規定により必要な措置を講じるものとする。
- 4 任命権者は、第2項の規定による報告を受けた事項及び前項の規定により講じた措置について、その都度、町長に報告しなければならない。
- 5 倫理監督者は、第2項の規定による報告を受けた事項及び第3項により任命権者が講じた措置を当該報告者に通知しなければならない。

(倫理通報に係る調査等の手続)

- 第13条 倫理監督者は、職員から条例第10条に規定する通報（以下この条において「倫理通報」という。）があったときは、直ちに委員会に通知するとともに、調査を行い、その調査結果を委員会に報告しなければならない。ただし、倫理通報が直接委員会にあったときは、直ちに委員会が指名する者が調査を行い、その調査結果を委員会に報告しなければならない。
- 2 委員会は、前項の規定による報告を受けたときは、直ちに審査を行い、その審査結果に同項の調査結果を添えて、任命権者に報告しなければならない。ただし、倫理通報が倫理監督者にあったときは、審査結果に同項の調査結果を添えて倫理監督者にも報告しなければならない。

- 3 前条第4項の規定は、倫理通報に係る町長への報告について準用する。
- 4 倫理監督者は、第2項の審査結果を倫理通報者に通知しなければならない。ただし、倫理通報が直接委員会にあった場合は、委員会が通知するものとする。

(不利益取扱いの申立てに係る調査等の手続)

- 第14条 任命権者は、条例第11条第2項に規定する申立て（以下この条において「申立て」という。）があったときは、直ちに委員会に通知しなければならない。
- 2 委員会は、前項の規定による通知を受けたとき、又は申立てが直接委員会にあったときは、直ちに委員会が指名する者が調査を行い、その調査結果を委員会に報告しなければならない。
  - 3 委員会は、前項の規定による報告を受けたときは、直ちに審査を行い、その審査結果に同項の調査結果を添えて、任命権者に報告しなければならない。
  - 4 任命権者は、前項の審査結果に基づき条例第13条の規定により必要な措置を講じるものとする。
  - 5 第12条第4項の規定は、申立てに係る町長への報告について準用する。
  - 6 委員会は、第2項の規定による報告を受けた事項及び第4項により任命権者が講じた措置を当該申立者に通知しなければならない。

(贈与等の報告)

- 第15条 条例第14条第2項の職員倫理規則で定める報酬は、次の各号のいずれかに該当する報酬とする。
- (1) 利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬
  - (2) 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等の報酬のうち、職員の現在又は過去の職務に係る事項に関する講演等であって職員が行うものであることを明らかにして行うものの報酬
- 2 条例第14条第2項の職員倫理規則で定める額は、1件につき5,000円とする。
  - 3 条例第14条第2項の職員倫理規則で定める期間は、当該贈与等を受けた日又は当該報酬の支払を受けた日から起算して14日以内とする。

(不当要求報告書等の様式)

第16条 条例第9条第2項に規定する不当要求報告書は、別記様式第2号によるものとする。

2 条例第14条第2項に規定する贈与等報告書は、別記様式第3号によるものとする。

(報告書等の閲覧)

第17条 条例第15条第2項の規定による報告書等の閲覧は、当該報告書等を提出すべき基因となった事実があった日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日以後これをすることができる。

2 報告書等の閲覧は、任命権者が指定する場所で行わなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、報告書等の閲覧に関し必要な事項は、任命権者が定める。

(その他)

第18条 この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

利害関係者との行為に係る申告書

年 月 日提出

倫理監督者 様

所属名  
職 名  
氏 名

次のとおり利害関係者との行為を行うので、和束町職員倫理規則第5条第2項第8号又は第9条の規定に基づき申告します。

行為を行う年月日	年 月 日
行為の相手方の氏名又は名称及び住所	住所 氏名又は名称
行為の相手方との利害関係の内容	
行為の内容（自己の負担により共に食事を行う場合にあってはその負担額、講演等を行う場合にあっては講演等の報酬の額を含む。）	
飲食を共にした場合は、その場所の名称及び住所（その場に多数の者が居合わせた場合にあっては、その概数及び職業等）	場所の名称 場所の所在
その他	

不 当 要 求 報 告 書

年 月 日提出

倫理監督者 様

所属名

職 名

氏 名

次のとおり報告します。

不当要求を受けた 日時、場所及び手段	日時： 年 月 日 場所： 手段：
不当要求を行った者の 住所、氏名、職業	住所： 氏名： 職業： 連絡先：
不当要求の区分	<input type="checkbox"/> 法令等により与えられた権限の行使に当たり、合理的な理由なく、特定の者に対して有利な取扱いをし、又は不利益な取扱いをする等不利益取扱いを行う旨の要求又は示唆 <input type="checkbox"/> 合理的な理由なく、特定の者に義務のないことを行わせ、又は特定の者の権利の行使を妨げる旨の要求又は示唆 <input type="checkbox"/> 合理的な理由なく、執行すべき職務を執行せず、又は定められた期限までに執行しない旨の要求又は示唆 <input type="checkbox"/> 和東町が当事者となる契約において、和東町以外の契約の当事者に不当な利益が生じる契約の対価又は条件を操作する旨の要求又は示唆 <input type="checkbox"/> 上記のほか、法令等に違反する行為を行う等公務員としての職務に係る倫理に反する行為を行う旨の要求又は示唆
不当要求の具体的な 内 容	
対 応 状 況 等	

注意

- 1 不当要求を行った者の住所、氏名、職業等が不詳の場合においては、その風ぼう等を記載すること。なお、名刺等がある場合は、そのコピーを添付すること。
- 2 「不当要求の区分」の欄には、該当する□に☑印を記入すること。

贈 与 等 報 告 書

年 月 日提出

倫理監督者 様

所属名  
職 名  
氏 名

次のとおり報告します。

贈与等により利益を受け又は報酬の支払を受けた年月日	年 月 日
贈与等又は報酬の支払の基因となった事実	
贈与等の内容又は報酬の内容	
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額	
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額として推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠	
供応接待を受けた場合にあっては、当該供応接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供応接待の場に居合わせた者の人数及び職業（多数の者が居合わせた会合等の場において受けた供応接待にあっては、当該供応接待の場に居合わせた者の概数）	
贈与等をした事業者等又は報酬を支払った事業者等の名称及び所在地（個人にあっては、氏名及び住所）	
和束町職員倫理条例第2条第2項の規定の適用を受ける役員等が贈与等を行った場合にあっては、当該役員等の役職又は地位及び氏名（当該役員等が複数であるときは、当該役員等を代表する者の役職又は地位及び氏名）	
贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と職員の職務との関係及び当該職員が属する所属等との関係	

注意

- 「贈与等又は報酬の支払の基因となった事実」欄には、職員が贈与等により利益の供与を受けた場合にあっては贈与、供応接待等の事実を、職員が報酬の支払を受けた場合にあっては職員が提供した人的役務の内容並びに職員が当該人的役務を提供した年月日及び場所その他の当該報酬の支払を受ける基因となった事実に関する事項を記載する。
- 「贈与等の内容又は報酬の内容」欄には、金銭、有価証券、有価証券以外の物品、不動産、役務の提供又は供応接待の区分及びそれぞれの種類を記載する。
- 「贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額として推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠」欄には、販売業者への販売価格の照会に対する回答に基づく推計、カタログに記載された価格に基づく推計等職員が価額を推計した根拠を記載する。
- 贈与等又は報酬の支払1件につき1枚に記入する。